

基発 0707 第 3 号
令和 2 年 7 月 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害に伴う
未払賃金の立替払事業の運営について

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨（以下「令和 2 年 7 月豪雨」という。）は、多くの被害をもたらし、産業活動に対する影響が生じているところである。

令和 2 年 7 月豪雨により被害を受けた事業場の中には、事業活動の停止を余儀なくされる場合も考えられ、賃金の支払をはじめとする労働条件の確保への影響が懸念される場所である。

このような状況にかんがみ、令和 2 年 7 月豪雨により被害を受けた事業場に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）に基づく未払賃金の立替払事業（以下「立替払事業」という。）の運営については下記によることとしたので、了知するとともに、労働者等の置かれている状況に十分配慮し、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

令和 2 年 7 月豪雨による災害に伴い、事業場において事業活動の停止のやむなきに至り、賃金の支払のための資金が確保されず、このため、賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する立替払事業について、その実情を踏まえつつ迅速に実施し、早急な救済を図るものである。

なお、このことによつて、立替払事業の基本的な仕組みや要件が変更されるものではなく、また、労働者、事業主及び独立行政法人労働者健康安全機構の権利関係に変更をもたらすものではないこと。

2 対象となる範囲

(1) 対象事業主

令和 2 年 7 月豪雨に伴い、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条

の規定に基づき、その適用の対象とされた地域（以下「被災地域」という。）に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主であって、令和2年7月豪雨による建物の倒壊等の直接的な被害（以下「令和2年7月豪雨災害」という。）により事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないもの。

(2) 対象労働者

上記(1)の事業主の被災地域に所在する事業場（以下「対象事業場」という。）において使用されていた労働者であって、令和2年7月豪雨災害により退職を余儀なくされ、賃金が未払となっているもの。

3 被災地域における労働者等の実情を踏まえた対応

(1) 申請に必要な書類の簡略化等

立替払事業に係る申請に際して添付しなければならない書類を対象事業場が被災したことにより入手できない場合等にあつては、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第9条第3項ただし書及び第14条第2項ただし書の規定を踏まえ、地方公共団体が発行する罹災証明書等の申請者側において入手可能な各種資料を最大限活用する等により、申請に当たっての労働者等の負担をできるだけ軽減すること。

(2) 迅速な処理

事務処理体制の確保に配慮するとともに、対象労働者からの立替払事業に係る申請等については迅速に処理すること。

4 破産管財人等との連携

破産等の法律上の倒産に至った企業については、破産管財人等が退職労働者の未払賃金額等の証明を行うことになるため、破産管財人等に対して証明に関して優先的な取扱いとするよう配慮を求めるなど、退職労働者が早期に未払賃金の立替払を受けられるよう働きかけを行うよう努めること。

5 その他

今回の取扱いについては、以下のことに留意すること。

(1) 立替払事業の実施については、

ア 別途送付するリーフレット等を活用し、被災地域の中小企業事業主や労働者等に対して、十分な周知に努めるとともに、その置かれている状況にかんがみ、適切に対応するよう配慮すること。

イ 業務処理を迅速に行うため、特に事業主の協力が重要であることに留意し、事業主の来庁、関係資料の提供等が円滑に行われるよう配慮すること。

(2) 不正受給の発生の防止に留意すること。